

ストップ 温暖化!! みんなで CO₂ の排出を削減しよう!!

～「つづけよう」「ひろげよう」省エネ・節電～

実践しよう! 夏のライフスタイル

暑い夏こそ、家庭や職場での過ごし方を見直してみませんか? ちょっとした心掛けと、ちょっとした工夫でエコな暮らしを実践しましょう!

【家庭で実践】

- ①冷房を 28℃に設定し、できるだけ軽装で過ごす。
- ②照明や電気機器をこまめに消し、節電・省エネを心掛ける。
- ③「冷却ジェルシートなどの活用」、「夕涼みを楽しむ」といった、涼しく過ごす「ひと工夫」を。

【仕事場で実践】

- ①冷房を 28℃に設定し、クールビズで業務を行う。
- ②事業所・施設でのエレベーターの間引き運転を実施する。
- ③昼休みや残業時、不要な照明の消灯を。
- ④昼休みや長時間の離席時には、使わないパソコンの電源を OFF にする。

挑戦しよう! エコライフDAY 【実施期間】 7月1日(木) ～ 9月30日(木)

地球温暖化防止のため、ライフスタイルを見直してみませんか?

【エコライフ DAY ってなに?】

簡単なチェックシートを利用して、みなさんにエコな生活を体験していただくものです。「冷房の利用時間を1時間減らした」、「お風呂の残り湯を洗濯に使った」など、節電や省エネの取り組みによる1日の二酸化炭素の削減量や節約金額を実感できます。

ぜひ、ゲーム感覚でチャレンジし、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を1日体験してみてください。

【参加方法】

令和3年度から、紙のチェックシートの配布は行わず、埼玉県「電子申請・届出サービス」による参加となります。右記ホームページよりご参加ください。
※詳細は、県ホームページを参照するか、お問い合わせください。

エコライフ DAY 埼玉
ホームページ



問合せ 環境課 ☎ (48) 0331

夏の交通事故防止運動



7月15日(木)～7月24日(土)

問合せ 幸手警察署 ☎ (42) 0110
危機管理防災課 ☎ (43) 1111 内線 582

夏は日が長くなり、涼しい早朝や夜間の外出が増えます。子どもは夏休みになり自転車に乗る機会が増加します。また、夏の解放感から車の運転中の不注意も心配されるところです。一人ひとりが交通事故に遭わないよう、充分に気を付けましょう。

夏の交通事故防止運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶

交通事故発生の特徴

幸手警察署管内における昨年7月中の人身交通事故を分析すると……

午後4時から午後6時 月曜日、火曜日に
追突、出会い頭の事故が多発している傾向です。

自動車・三輪車の運転をするとき

- 横断歩道を通る際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは横断歩道の手前で一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。
- スマートフォンや携帯電話の使用は、安全な場所に駐車してから行いましょう。
- 二輪車を運転する際は、ヘルメットを正しくかぶり、プロテクターを着用して身体を守りましょう。
- 飲酒運転は悪質な犯罪です。絶対にやめましょう。

高齢者の交通事故防止

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された「セーフティ・サポートカー S」(通称「サポカー S」)の利用を検討しましょう。
- 運転に不安を感じたときは、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

自転車の運転をするとき

- 一時停止標識のある交差点では必ず一時停止、見通しの悪い交差点では一時停止や徐行のうえ、確実に安全確認をしましょう。
- 無灯火運転や二人乗り、並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォンなどの使用、飲酒運転、妨害運転(あおり運転)は絶対にやめましょう。



安全・安心の 道路環境へ

道路に張り出した枝の切り取り

道路上に張り出した枝などは、歩行者や自動車などの通行の妨げや、事故の原因となります。事故が発生した場合、樹木の所有者が事故の責任を問われることもあります。

事故を未然に防ぐため、樹木の適切な管理をお願いします。

※ご自分で手入れができない場合は、業者などに依頼して、有料で行ってもらう方法もあります。

乗り上げブロックなどの撤去を

車庫や駐車場の出入口前の道路に、車道との段差解消のため「乗り上げブロック」や「鉄板スロープ」などを置いていませんか?

これらの設置は、通行の障害となり大変危険です。歩行者がつかずいたり、自転車などの転倒事故を誘発したり、思わぬ事故の発生原因になります。設置してある場合は撤去をお願いします。

※撤去後の段差解消工事の実施には申請が必要です。費用は個人負担になります。詳細は、お問い合わせください。

道路に穴があいていたら

道路の破損を放置しておく、車両事故や歩行者のけがの可能性があります。市では道路の危険箇所を発見と補修に努めています。もし「道路に穴や陥没がある」「側溝のフタが壊れている」「ガードレールが壊れている」など、危険な箇所を見かけたら、現地の住所や目標物などを確認の上、ご連絡をお願いします。※私道や私有地には対応できません。

水の事故にご注意を!

海や川へレジャーに行く機会が増える夏は、水の事故が増える季節でもあります。水の事故には十分注意しましょう。また、遊水池(調整池)は、立ち入りが禁止された区域です。立ち入ることは絶対にやめましょう。



こんな穴、
近くにありませんか?

見つけたら
ご連絡ください!

問合せ 道路河川課 ☎ (43) 1111

内線 553